

# 令和8年度

## 香春町保育施設入所申込のご案内

愛しかないっちゃん♡

かわらまち



### 《令和8年度年齢別クラス》

令和8年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。年度途中の申込みでも同様です。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～ (2025年4月2日～)	3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日 (2024年4月2日～2025年4月1日)	4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日～2024年4月1日)	5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日)

《 問い合わせ ・ 提出先 》

香春町役場 福祉課子育て支援係

〒822-1492

福岡県田川郡香春町大字高野 994 番地

香春町役場 1階 7番窓口

TEL 0947-32-8415

受付時間 平日 8時30分～17時15分

## 1 保育施設に入所するには

保育所等に利用申込みできるのは、保護者のいずれもが、「保育を必要とする事由」の①～⑩のいずれかに該当し、児童を家庭で保育できない場合です。

※ 保育施設は、保護者のいずれもが家庭で保育できない場合に、保護者に代わりお子さんを保育する施設です。「集団生活を経験させたい」「幼児教育を受けさせたい」などの理由で保育施設等を利用することはできません。

保育を必要とする事由		保護者の状況	支給認定の期間 (入所できる期間)
①	就 労	月48時間以上就労	就労が継続している期間 (育児休業中は除く)
②	妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない状態	出産の予定日以前8週目に当たる日が属する月の初日から、出産後8週間を経過する日の月末まで
③	疾病・障がい	保護者が疾病で入通院している場合や障がいがある場合	疾病等が回復するまで 入院・療養を要しなくなる月の月末まで (最長年度末まで)
④	介護・看護	同居、又は長期入院等している親族の介護・看護が常時必要である場合 (月48時間以上)	介護・看護の必要がなくなるまで (最長年度末まで)
⑤	災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	災害の復旧が終了する月の末日まで (最長年度末まで)
⑥	求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	3カ月間
⑦	就 学	保護者が学校に通っている場合や、ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合(月48時間以上)	在学・訓練期間中 (就学又は技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで)
⑧	虐待・DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間
⑨	育児休業	育児休業を取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	必要と認められる期間 (最長年度末まで)
⑩	そ の 他	上記以外で保育を必要とする事情がある場合	必要と認められる期間

注) 求職活動、出産前後、疾病等の理由による支給認定を受けている方は、認定期間終了日前までに就労等の他の理由の支給認定に変更できない場合は支給認定期間終了日をもって退所していただきます。ただし、待機児童の状況等により継続入所のための更新を認める場合があります。

## 2 教育・保育給付認定について

### (1) 教育・保育給付認定の区分について

保育所等に入所するには、あらかじめ町に申請をし、教育・保育給付認定（以下支給認定といいます）を受けていただく必要があります。子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分に分けられており、支給認定区分によって利用できる施設が決まります。

支給認定区分	対象児童	利用可能施設
1号認定（教育認定）	満3歳以上の2号認定以外の児童	幼稚園、認定こども園
2号認定（保育認定）	満3歳以上の家庭保育が困難な児童	保育所、認定こども園
3号認定（保育認定）	満3歳未満の家庭保育が困難な児童	保育所、認定こども園、小規模保育等

※ 児童が満3歳に到達した時点で、保育の必要性が引き続き確認できる場合は、3号認定から2号認定に自動的に切り替わります。

### (2) 保育の必要量について

保育を必要とする2号認定・3号認定については、さらに「保育の必要量」として、保護者の就労状況等に応じて「保育標準時間（最大11時間）」と「保育短時間（最大8時間）」のいずれかとなります。ただし、1日あたりの保育利用時間を超えて利用した場合には、別途利用料金が発生します。

保育を必要とする事由		保育標準時間（最大11時間）	保育短時間（最大8時間）
①	就 労	○ 月120時間以上（週30時間以上）	○ 月48時間以上120時間未満
②	妊娠・出産	○	△ （希望により可）
③	疾病・障がい	○	△ （希望により可）
④	介護・看護	○ 月120時間以上（週30時間以上）	○ 月120時間以上（週30時間以上）
⑤	災害復旧	○	△ （希望により可）
⑥	求職活動	—	○
⑦	就 学	○ 月120時間以上（週30時間以上）	○ 月120時間以上（週30時間以上）
⑧	虐待・DV	○	△ （希望により可）
⑨	育児休業 ※	—	○
⑩	そ の 他	状況に応じて決定	

※ 育児休業取得中に、すでに保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合

◎ 受付期間中に定員を超えた場合は、P.3 及び P.4 の基準表に基づき、優先順位を決定します。

## 令和8年度 利用調整基準表

令和8年4月の香春町内保育所入所において、受け入れ可能数を上回る保育の利用申込があった場合は、以下により優先順位を決定したうえで利用する児童を決定する。

※前年度から支給認定が継続し、継続利用を希望する児童は、当該施設の利用定員変更等により受入困難となった場合以外は最優先で利用を決定し、受入困難となった場合は他の施設の利用を最優先で決定する。

※令和8年5月以降の利用開始希望の申込受付は、利用希望月の前々月の15日以降からとし、希望施設の空き状況による先着順とする。

※他市町村からの広域入所の利用は、香春町在住児童の利用調整がすべて終わった後に、空きがある場合のみ認めるものとする。

### 【優先順位の決定方法】

「1 基本点数」に「2 調整点数」を加えたものを利用調整における点数とし、優先順位が高いものとする。

※点数欄にある「※」は、児童福祉の観点から町長が必要と認めた場合、別途点数を設定する。

### 1 基本点数

「基本点数」は、父母それぞれの該当する点数の合計とする。

複数の類型に該当する場合は、高い方をそれぞれの点数とする。

類 型	保 護 者 の 状 況 ( 支 給 認 定 理 由 )	父	母
居宅外労働	月の労働時間が160時間以上	120	120
	月の労働時間が120時間以上160時間未満	100	100
	月の労働時間が80時間以上120時間未満	80	80
	月の労働時間が80時間未満	60	60
居宅内労働	月の労働時間が160時間以上	110	110
	月の労働時間が120時間以上160時間未満	90	90
	月の労働時間が80時間以上120時間未満	70	70
	月の労働時間が80時間未満	50	50
妊娠、出産	出産前後8週間	/	80
疾病、負傷	入院加療又は居宅内常時臥床の状態	100	100
	居宅内療養	60	60
精神又は身体の障がい	身体障害者手帳3級以上、療育手帳B1判定以上、精神福祉手帳2級以上	90	90
	上記の等級未満の障害者手帳所持者	50	50
同居親族の介護、看護	常時介護、看護している場合(入院加療又は居宅内常時臥床の状態)	70	70
	上記以外の場合	40	40
災害復旧	震災、風水害、その他の災害の復旧にあたる場合	100	100
求職活動	求職活動のため日中保育にあたることができない場合	30	30
就学	就学又は職業訓練校等で訓練にあたる場合	70	70
DV、虐待	児童虐待又は配偶者からの暴力により養護が必要な場合	200	200
その他	町長が保育を必要と認める場合	※	※

## 2 調整点数

以下の類型に該当する場合は、「1 基本点数」加点(減点)する。

「保育士」「保護者の障がい」「求職活動」「その他」の類型のみ、該当があれば父母それぞれ加点(減点)する。

類 型	状 況	父	母
生活保護世帯	就労による自立支援につながると判断される場合等	30	
ひとり親世帯	母子家庭又は父子家庭の状態にある場合	100	
保護者の一方が不在	単身赴任、海外赴任等により保護者の一方が不在の場合	10	
育児休業復帰	休業開始により退所した児童で再度入所を希望する場合	30	
「きょうだい児」との併用不可	上記以外で休業復帰に伴い保育所等の利用を希望する場合	20	
きょうだい児 「育児休業復帰」との併用不可	きょうだい児が異なる保育所等に在籍しているため、いずれかに転園させる場合	100	
	既にきょうだい児が在籍している保育所等を希望する場合	10	
	きょうだい児で新たに同一の保育所等の利用を希望する場合	10	
多子世帯	利用申込児童以外に保護者が養育する小学生以下の児童の人数 $[\alpha (\text{人})]$	$5 \times \alpha (\text{人})$	
一時退所児童の再入所	入院等のやむを得ない理由により退所した児童が再度入所を希望する場合(育児休業開始、家庭保育可能等以外)	100	
保育士	保育士として保育所等で就労する場合	10	10
保護者の障がい 基本点数が当該類型以外に限る	身体障害者手帳3級以上、療育手帳B1判定以上、精神保健福祉手帳2級以上	20	20
	上記の等級未満の障害者手帳所持者	10	10
同居親族の介護、看護 基本点数が当該類型以外に限る	常時介護、看護している場合(入院加療又は居宅内常時臥床の状態)	20	
	上記以外の場合	10	
当該児童の障がい	利用申込をしている児童が障がいを有する場合	20	
同居の祖父母が保育可能世帯分離している場合も同居していれば本項目の対象とみなす	同居している祖父母が65歳未満であり、保育可能な場合	-10	
求職活動	求職活動による支給認定を継続更新している又は出産から求職活動に変更した場合	-30	-30
その他	町長が必要と認める場合	※	

## 3 同一点数で並んだ場合の優先順位

「基本点数+調整点数」が同一点数で並んだ場合は、以下により利用する児童を決定する。

段 階	優 先 基 準
第1段階	転園希望者よりも現在保育所を利用していない方を優先する
第2段階	最初にひとり親を優先し、次に基本点数の父母合計点数を比較、点数が高い方を優先する
第3段階	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い点数を比較し、点数が高い方を優先する
第4段階	香春町が総合的に判断し、決定する

### 3 保育料・副食費について

#### (1) 保育料について

令和4年4月1日から香春町独自の事業として、児童の年齢や収入等によらず、すべての入所児童の保育料の無償化を実施しています。

	国	香春町
0～2歳児	非課税世帯のみ無償化	無償化
3～5歳児	無償化	

#### (2) 副食費（おかず・おやつ代）について

香春町では月額4,900円を限度として、3～5歳児の副食費の無償化を実施しています。入所保育所等が定める副食費が月額4,900円を超える場合は、差額を保育所等へ支払ってください。0～2歳児は、保育料の中に主食・副食費が含まれているため、別途負担していただく必要はありません。

	国	香春町
年収約360万円未満	免除	無償化
年収約360万円以上	実費徴収 ※第3子のみ免除	

保育料及び副食費の無償化を実施していますが、町負担を決定するために、保護者（父・母）の課税状況を確認します。そのため、令和7年度中（令和6年分）の収入申告（収入なしも含む）を必ず行ってください。

※香春町内保育所は主食の提供を無償で実施しています。



## 4 入所の申込みについて

### (1) 令和8年4月の入所

受付期間	令和7年12月1日(月)～12月26日(金)
選考結果	令和8年2月末頃発送予定
申込書の提出先	香春町役場福祉課子育て支援係(7番窓口)

※ 1月以降も随時受付は行いますが、受付期間内に申し込まれた方から支給認定及び入所決定の利用調整を行います。なお、受付期間中は先着順ではありません。

### (2) 年度途中(令和8年5月以降)の入所 ※ 原則、各月1日付けの入所となります。

受付期間	入所希望月の前々月15日～前月20日 (例) 9月入所希望であれば、7月15日から受付
選考結果	随時発送
申込書の提出先	香春町役場 福祉課子育て支援係(7番窓口)

## 5 申込みに必要な書類

### (1) 全ての方に提出していただく書類

	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	申込書 (施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定・利用申込書兼児童台帳)	<b>児童1名につき1枚</b> 必要です
<input type="checkbox"/>	保育が必要なことを証明する書類 (就労証明書、申立書など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者全員分(父・母)</li> <li>兄弟姉妹2人以上お申込みの場合、1組で構いません。</li> </ul>

### (2) 該当する方のみ提出していただく書類

<input type="checkbox"/>	広域入所申込書	香春町外の保育施設等を希望する場合
<input type="checkbox"/>	他市町村に住む保護者の住民票	保護者と同居していない場合(単身赴任等)
<input type="checkbox"/>	個人番号の利用に関する同意書	香春町以外で市町村民税を課税される方
<input type="checkbox"/>	その他香春町が提出を求める書類	

**※ 必要書類の不足や不備がある場合は、申込書を受理できません。**

入所申込後、下記に該当するときは、届出を行ってください。

- ◆ 「保育を必要とする事由」や「認定期間」が変わったとき  
例) 求職活動 → 就労 / 就労 → 妊娠・出産 など
- ◆ 就労先、勤務時間、就労の状況が変わったとき
- ◆ 家庭の状況(婚姻・離婚等)や住所が変わったとき

## 《 公立 》

採銅所保育所	運営主体	香春町
	定員	60名
	住所	香春町大字採銅所5937番地
	電話番号	32-3556
	開所・標準時間	7時30分～18時30分
	短時間	8時30分～16時30分

## 《 私立 》

中津原保育園	運営主体	社会福祉法人中津原会
	定員	70名
	住所	香春町大字中津原1652番地1
	電話番号	32-2134
	開所・標準時間	7時30分～18時30分
	短時間	8時30分～16時30分

宮尾保育園	運営主体	社会福祉法人中津原会
	定員	30名
	住所	香春町大字中津原1330番地
	電話番号	32-6311
	開所・標準時間	7時30分～18時30分
	短時間	8時30分～16時30分

わらっこ保育園	運営主体	社会福祉法人勾金福祉会
	定員	130名
	住所	香春町大字香春751番地1
	電話番号	32-4421（勾金保育所）
	開所時間	7時00分～19時00分（18時以降は延長保育）
	標準時間	7時00分～18時00分
	短時間	8時30分～16時30分

香春保育所と勾金保育所が  
統合して、令和8年4月～  
新しく開園します！